

京都市民族学校児童生徒就学援助費交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、本市の区域内に設置された民族学校に在学し、かつ、経済的理由により就学困難な者に対する就学援助費の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民族学校 学校法人京都朝鮮学園の設置する京都朝鮮初級学校、京都朝鮮第二初級学校及び京都朝鮮中高級学校（中級部に限る）をいう。
- (2) 児童 民族学校に在学する者のうち、学校教育法に規定する学齢児童に相当する年齢の者
- (3) 生徒 民族学校に在学する者のうち、学校教育法に規定する学齢生徒に相当する年齢の者
- (4) 保護者 児童又は生徒の親権を行う者、未成年後見人その他教育長が特に認める者（本市の区域内に住所を有する者に限る。）
- (5) 住所 生活の本拠
- (6) 就学援助費 この要綱に基づいて交付される補助金
- (7) 京都市立小中学校就学援助制度 本市が設置する小学校、中学校又は小中学校に在学する児童又は生徒を対象として実施する就学援助制度

(申込み)

第3条 京都市民族学校児童生徒就学援助（以下「民族学校就学援助」という。）の申込みについては、京都市就学援助支給要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項及び第5項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項中「翌年6月30日」とあるのは「翌年3月31日」と読み替えるものとする。

- 2 校長は、前項の規定により就学援助申込書その他必要な書類（以下「申込書等」という。）の提出があった場合は、内容を確認し、教育委員会が指定する書類を調べ、申込書等及び教育委員会が指定する書類を教育委員会に提出しなければならない。

(受給資格)

第4条 民族学校就学援助の受給資格については、要綱第4条第1項の規定を準用する。

(所得基準)

第5条 前条に規定する受給資格に係る所得基準については、要綱第5条第1項前段の規定を、当該所得基準への加算については、同条第1項第2号アからウまで及びオからキまで、第2項並びに第3項の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号のア中「5月15日まで」とあるのは「6月30日まで」と、同条第1項第2号のイ中「5月16日から6月30日までの間又は7月1日から翌年3月31日まで」とあるのは「7

月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」と読み替えるものとする。

(受給資格の認定)

第 6 条 調査課長（教育委員会事務局総務部調査課長をいう。）は、第 3 条第 2 項の規定により申込書等の提出を受けた場合は、第 4 条で準用する要綱第 4 条第 1 項に規定するいずれかの受給資格の有無について審査し、その結果を校長に通知するものとする。

2 校長は、前項の通知があったときは、受給資格の有無について保護者に通知するものとする。

(交付対象期間)

第 7 条 就学援助費の交付の対象となる期間は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる場合に該当する児童生徒の交付対象期間の開始日は、当該各号に掲げる日とする。

(1) 要保護児童生徒として新たに認定を受ける児童生徒の保護者が 4 月 1 日以降に京都市外国人教育扶助規則に規定する扶助の対象となった場合 当該扶助の対象期間の開始日。ただし、当該児童生徒が転入生である場合は、転入日又は当該扶助の対象期間の開始日のうち、いずれか遅い日。

(2) 準要保護児童生徒として新たに認定を受ける児童生徒が次の各号に該当する場合 当該各号に掲げる日又は別表に掲げる交付対象期間の開始日のうち、いずれか遅い日。

ア 転入生である場合（転入した日から 1 箇月以内に申込みがあった場合に限る。）

転入した日

イ 被災したことを理由として就学援助を受けようとする者である場合（被災した日から 1 箇月以内に申込みがあった場合に限る。） 被災した日

ウ 要綱第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる受給資格を理由に認定を受ける者である場合 児童扶養手当の支給開始日

エ 要綱第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる受給資格を理由に認定を受ける者である場合 当該受給資格を有するに至った事情が生じた日

(委任状)

第 8 条 委任状による就学援助費の請求等に係る保護者の権限の委任については、要綱第 10 条第 1 項の規定を準用する。

2 前項の規定により委任を受けた校長は、当該委任事項のうち、第 9 条第 1 項第 8 号に規定する医療援助費の請求、受領及び返納に係るものは医療機関へ再委任する。

(就学援助の種類等)

第 9 条 就学援助費は、次に掲げる事項について、予算の範囲内において交付する。

- (1) 学用品費及び通学用品費
- (2) 修学旅行費
- (3) 学校給食費（児童の保護者に限る）
- (4) 校外活動費
- (5) 新入学児童生徒学用品費
- (6) 体育実技用具費

- (7) 通学費
- (8) 医療援助費
- (9) 卒業アルバム費

2 前項の就学援助の品目、対象者、支給要件及び支給額は、京都市就学援助制度の例による。ただし、通学費については、児童の保護者にあつては40,020円、生徒の保護者にあつては80,880円を上限とする。

(就学援助費の交付申請)

第10条 条例第9条の規定による申請は、別に定める様式によって行わなければならない。

(就学援助費の交付)

第11条 市長は、就学援助に係る経費をその受給資格を有する保護者から第8条第1項の規定により委任を受けた校長に交付するものとし、経費の交付を受けた校長は、これを金銭又は現物をもって当該保護者に支給しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項第9号に規定する医療援助費（要綱第19条に規定する治療に係るものを除く。）にあつては第10条第2項の規定により校長が再委任した医療機関に支払うものとする。

(その他事務手続き)

第12条 その他民族学校就学援助に係る事務手続きについては、京都市立小中学校就学援助制度の例による。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(民族学校であつた学校についての特例)

2 平成21年3月31日までの間に限り、学校法人京都国際学園の設置する京都国際中学校を民族学校とみなし、同校に在学する生徒について、この要綱により就学援助費を交付することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

申込日	期 間
当該年度の 6 月 3 0 日まで	当該年度の 4 月 1 日～当該年度の 6 月 3 0 日
当該年度の 7 月 1 日以降	当該年度の申込月の 1 日～当該年度の翌年 3 月 3 1 日